防衛庁訓令第25号

調達実施本部の調達実施に関する訓令（防衛庁訓令第13号昭和29年８月30日）第14条の規定に基き、調達調整協議会規則を次のように定める。

昭和29年11月20日

防衛庁長官　　木 村　篤 太 郎

# 調達調整会議規則

改正　昭和33年 7月14日庁訓第 52号　平成 9年 6月30日庁訓第 31号
昭和36年 7月15日庁訓第 38号　平成10年12月 2日庁訓第 46号
昭和44年 5月28日庁訓第 27号　平成13年 1月 6日庁訓第 2号
昭和45年 6月16日庁訓第 23号　平成14年 3月27日庁訓第 19号
昭和48年 7月31日庁訓第 39号　平成16年 3月29日庁訓第 14号
昭和49年 3月 8日庁訓第 4号　平成18年 3月27日庁訓第 12号
昭和53年 1月13日庁訓第 1号　平成18年 7月28日庁訓第 83号
昭和56年 2月10日庁訓第 1号　平成19年 1月５日庁訓第 1号
昭和56年 4月 3日庁訓第 20号　平成19年 8月30日省訓第145号
昭和59年 5月30日庁訓第 33号　平成21年 7月29日省訓第 48号
昭和59年 6月30日庁訓第 37号　平成22年 4月 1日省訓第 15号
昭和60年 4月 6日庁訓第 19号　平成27年10月 1日省訓第 39号
昭和61年 7月 1日庁訓第 35号　令和 2年 3月30日省訓第 19号
昭和63年12月13日庁訓第 40号　令和 5年 6月30日省訓第 59号
平成 6年 2月28日庁訓第 3号

（調達調整会議の協議事項）

第１条　調達調整会議は、調達実施に関し防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、情報本部及び防衛監察本部相互間並びにこれらと防衛装備庁及び地方防衛局との間の調整を図るため、次に掲げる事項に関し主として一般的基本的問題について協議する。

⑴　調達の計画に関する事項
⑵　予定価格と調達価格に関する事項
⑶　監督方式に関する事項
⑷　検査方式に関する事項
⑸　契約方式に関する事項
⑹　調達の優先順位に関する事項
⑺　調達実施に関する規則等の制定及び運用に関する事項
⑻　前各号に掲げるもののほか、調達実施業務の促進及び改善に関する事項

（調達調整会議の構成）

第２条　調達調整会議は、議長及び次に掲げる委員のほか幹事１名をもつて構成する。

大臣官房会計課長
人事教育局衛生官
防衛大学校総務部長
防衛医科大学校事務局総務部長
防衛研究所副所長
統合幕僚監部総務部長
陸上幕僚監部監理部長

陸上幕僚監部装備計画部長
陸上自衛隊補給統制本部副本部長
海上幕僚監部総務部長
海上幕僚監部装備計画部長
海上自衛隊補給本部副本部長
航空幕僚監部総務部長
航空幕僚監部装備計画部長
航空自衛隊補給本部副本部長
情報本部総務部長
防衛監察本部副監察監
防衛装備庁長官官房審議官
防衛装備庁装備政策部長
防衛装備庁プロジェクト管理部長
防衛装備庁調達管理部長
防衛装備庁調達事業部長

２　議長は、防衛装備庁長官をもつて充てる。

３　議長は、会議を主宰する。

４　議長に事故があるときは、議長があらかじめ指定する者が、議長の職務を代行する。

（幹事）

第３条　幹事は、防衛装備庁調達管理部調達企画課長をもつて充てる。

２　幹事は、議長の命を受け調達調整会議の事務をつかさどる。

（部会）

第４条　会議は、その協議に資するため特に必要がある場合には、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき者は、会議の承認を経て、議長が指名する。

３　部会に部会長を置く。部会長は、会議の承認を経て、議長が指名する。

４　部会長は、部会を主宰する。

（会議の招集）

第５条　会議は、議長が招集する。

２ 会議は、毎四半期毎に１回、日時を定めて開くことを例とする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、臨時にこれを開くことができる。

（関係職員の出席）

第６条　議長は、必要があると認めるときは、関係のある防衛省職員に対し、会議に出席して意見を述べることを求めることができる。

附　則

この訓令は、昭和29年11月20日から施行する。

附　則（昭和33年７月１日庁訓第52号）

この訓令は、昭和33年７月14日から施行し、同年５月23日から適用する。

附　則（昭和36年７月15日庁訓第38号）

この訓令は、昭和36年７月15日から施行する。

附　則（昭和44年５月28日庁訓第27号）（抄）

１　この訓令は、昭和44年６月１日から施行する。

附　則（昭和45年６月16日庁訓第23号）
この訓令は、昭和45年６月16日から施行する。
附　則（昭和48年７月31日庁訓第39号）
この訓令は、昭和48年８月１日から施行する。
附　則（昭和49年３月８日庁訓第４号）
この訓令は、昭和49年３月８日から施行する。
附　則（昭和53年１月13日庁訓第１号）
この訓令は、昭和53年１月30日から施行する。
附　則（昭和56年２月10日庁訓第１号）
この訓令は、昭和56年２月10日から施行する。ただし、第９条中俸給の特別調整額に関する訓令別表ハの改正規定及び第15条の改正規定は、同年３月25日から施行する。
附　則（昭和56年４月３日庁訓第20号〕
この訓令は、昭和56年４月３日から施行する。
附　則（昭和59年５月30日庁訓第33号）
この訓令は、昭和59年６月１日から施行する。
附　則（昭和59年６月30日庁訓第37号）（抄）
１この訓令は、昭和59年７月１日から施行する。
附　則（昭和60年４月６日庁訓第19号）
この訓令は、昭和60年４月６日から施行する。
附　則（昭和61年７月１日庁訓第35号）
この訓令は、昭和61年７月１日から施行する。
附　則（昭和63年12月13日庁訓第40号）
この訓令は、昭和63年12月15日から施行する。
附　則（平成６年２月28日庁訓第３号）
この訓令は、平成６年３月１日から施行する。
附　則（平成９年６月30日庁訓第31号）
この訓令は、平成９年７月１日から施行する。
附　則（平成10年12月２日庁訓第46号）
この訓令は、平成10年12月８日から施行する。
附　則（平成13年１月６日庁訓第２号）（抄）
１　この訓令は、平成13年１月６日から施行する。
附　則（平成14年３月27日庁訓第19号）（抄）
１　この訓令は、平成14年４月１日から施行する。
附　則（平成16年３月29日庁訓第14号）
１　この訓令は、平成16年３月29日から施行する。
附　則（平成18年３月27日庁訓第12号）（抄）
この訓令は、平成18年３月27日から施行する。
附　則（平成18年７月28日庁訓第83号）（抄）
１　この訓令は、平成18年７月31日から施行する。
附　則（平成19年１月５日庁訓第1号）（抄）
１　この訓令は、平成19年１月９日から施行する。
附　則（平成19年８月30日省訓第145号）（抄）
１　この訓令は、平成19年９月１日から施行する。
附則（平成21年７月29日省訓第48号）（抄）
１　この訓令は、平成21年８月１日から施行する。
附　則（平成22年４月１日省訓第15号）
この訓令は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成27年10月１日省訓第39号）
この訓令は、平成27年10月１日から施行する。
附　則（令和２年３月30日省訓第19号）
この訓令は、令和２年４月１日から施行する。
附　則（令和５年６月30日省訓第59号）
この訓令は、令和５年７月１日から施行する。